

法科大学院の成績と新司法試験の成績との 関連性に関する調査

報 告 書

(付：調査結果について)

平成 20 年 7 月

法科大学院協会

早稲田大学法務教育研究センター

法科大学院の成績と新司法試験の成績との 関連性に関する調査

調査結果について

法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査
調査結果について

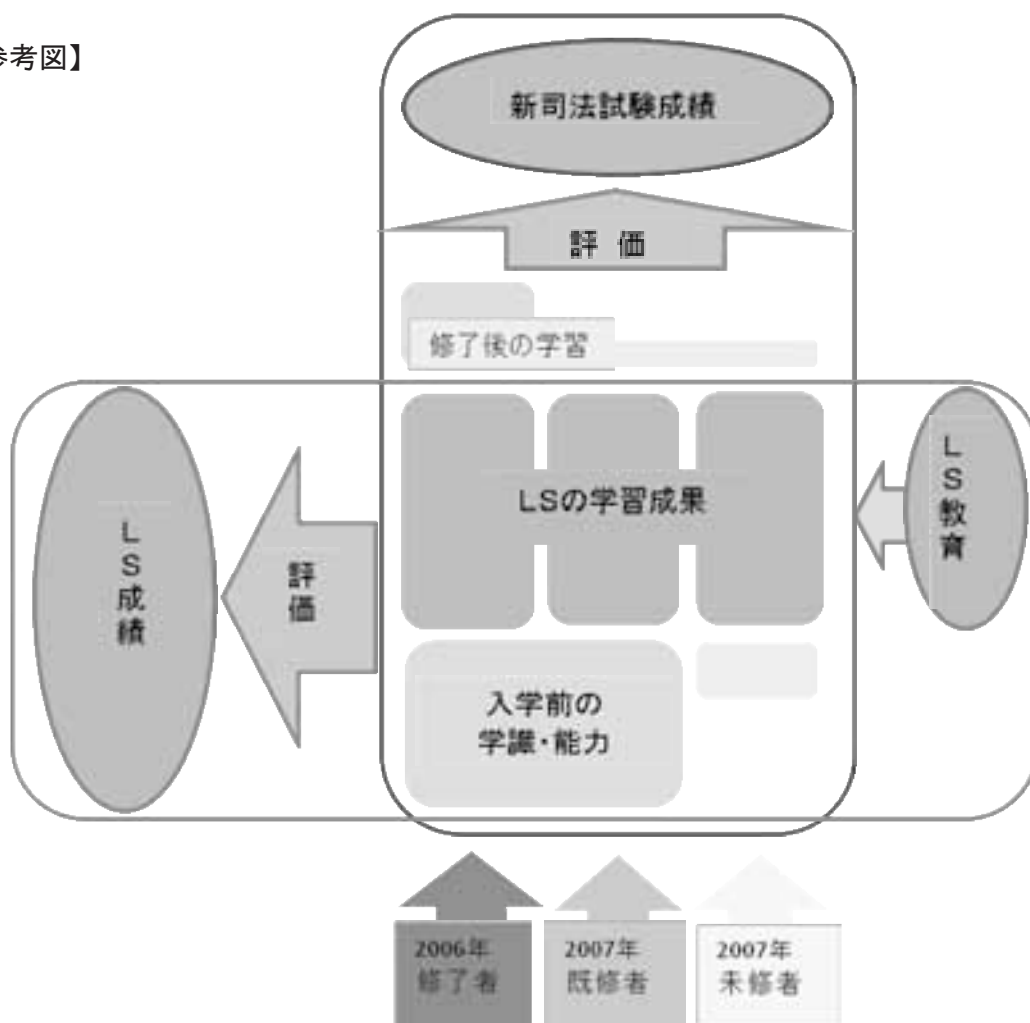
法科大学院協会

法科大学院協会では、さきに、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査について、統計的分析の結果とそこに表れた特徴的な所見の記述を中心とした『報告書』をとりまとめた。本文書は、その理解に資する目的で、『報告書』に示された調査結果を見る上で留意すべき点と特徴的な所見が意味するところの見方について、調査協力校の担当者の協力も得つつ、さしあたりの整理を試みたものである。

1 関連性に関する統計数値が意味するもの

○調査結果を見るうえでは、関連性に関する統計数値（とりわけ相関係数）が何を意味するかについて明確化しておくことが必要である（【参考図】参照）。

【参考図】



・法科大学院の成績は、法科大学院在学時の学習到達点としての学識・能力を一定の視点・基準にしたがって評価した結果である。法科大学院在学時の学識・能力は、おおまかにいって、法科大学院入学前に獲得していた学識・能力と法科大学院における学習成果からなる。

・新司法試験の成績は、試験受験時の学識・能力を一定の視点・基準にしたがって評価した結果である。試験受験時の学識・能力は、おおまかにいって、法科大学院入学前に獲得していた学識・能力と法科大学院における学習成果、さらに法科大学院修了後の学習成果からなる。

・法科大学院の成績と新司法試験の成績とがそれぞれの時点における調査対象者の学識・能力を正確に測定できていると仮定し、かつ法科大学院修了後の学習成果の影響が大きいと仮定した場合、法科大学院の成績と新司法試験の成績とが相関していることは、直接には、両者の評価の視点・基準にずれがないことを意味する。法科大学院の成績評価の視点・基準が、法科大学院における教育内容を反映しているとすれば、新司法試験の評価の視点・基準と法科大学院の教育内容との間にずれがないことも推論できる。

* あるグループにおいて相関係数が高いことは、そのグループの新司法試験の成績が優れていることを意味するわけではない。例えば、新司法試験の成績が全体として低得点域に分布するグループにおいても、その中で、法科大学院の成績の低い者が新司法試験の成績も低く、法科大学院の成績の高い者が新司法試験の成績も高いという傾向を有していれば、相関係数は高くなる（本調査においても、相関係数の高い大学が、必ずしも、新司法試験の合格率が高い大学であるわけではない）。

* 相関係数が高いことは、法科大学院教育の質が高いことを意味するわけではない。特定の法科大学院の成績は、同じ教育を受けた者を一定の視点に従い一定の得点幅の中で序列化したものであり（相対的な学習到達度）、当該法科大学院の教育の質を示す変数ではない。新司法試験の成績も、法科大学院入学前の学識・能力、法科大学院修了後の学習成果をも反映しているから、そのまま直ちに特定の法科大学院の教育の質を示す変数となることはない。両者の相関もまた然りである（教育の質が高い結果、教育を受けた者すべての成績が向上すれば、相関は現れにくくなるとすらいえる）。

2 関連性に関する統計数値を見るうえでの留意点

○相関係数の高さを過度に追求することは適当ではない。

・法科大学院の成績評価の方法は、その教育理念に即した多角的なものとなる。これに対し、新司法試験は、一定の制限時間内に、修得済みの知識・理解をもとに解答を作成するというペーパー試験である点で、測定できる能力は、限られざるを得ない（例えば、時間をかけて文献調査を行いその結果を整理・分析する能力やそれをさらに発展させる創造的思考力、口頭表現能力などは、直接には評価できない）。それゆえ、両者の評価の

間に一定のずれが生じることには当然のところがある。

○測定 of 正確性には限界がある。

- ・ 関連性に関する統計数値が意味を持つためには、法科大学院の成績と新司法試験の成績とが、各時点における調査対象者の学識・能力を正確に反映していなければならないが、一般に、論述式の試験の場合、採点に一定の誤差が含まれることは否定できない。
- ・ 試験の内容（特定の受験者に有利となる内容的偏りがある出題、中間層の選別に適しない過度に難しい出題や易しい出題があった場合等）や出題形式（誤解されやすい出題形式があった場合等）によって、測定の正確性が低下することもあり得る。
- ・ 調査対象者個人のコンディション等の偶然的事情による影響を除くことができない。

○法科大学院 1 年次、2 年次の成績は、法科大学院における学習の最終的な成果を表しているわけではない。

- ・ 例えば、法科大学院 2 年次においてある科目の成績が悪かった者が、そのことを契機として、その後の自学自習（学生間の勉強会、教師への質問等）を通じ、法科大学院修了時には高い学習水準に到達した場合、それも法科大学院における 1 つの望ましい学習のあり方といってよいが、そのような学習成果は、本調査では何ら反映されず、かえって、関連性を低める方向に働くことになる。
- ・ 法律基本科目は、このような 1 年次、2 年次の配当科目であることがほとんどである。

○相関係数の値をそれ自体として評価する確実な基準は存在しない。

- ・ 最大値である 1 を基準に相関係数の値がそれに満たないことを問題とするのは筋違いである。
- ・ 前例のない調査であるため、相対的比較の対象となる類例や過去の調査結果も存在しない。

3 本調査の限界

○法科大学院一般についてはもとより、協力校 6 校についても、一般的な結論を引き出すことには慎重でなければならない。

- ・ 6 校を対象とした単年度の調査であり、調査対象者個人の偶然的事情や、協力校特有の事情（再試験制度の存否、成績評価の方式〔段階評価か得点評価か〕等）、年度に特有の事情（試験の出題内容や出題形式、旧司法試験受験経験者といわゆる純粋未修者の多寡等）等が影響している可能性も否定できない。
- ・ 統計的数値の比較対象にも乏しい。

4 修了グループ別の考察

○2006 年修了者については、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に関連性を確認することができなかった。

- ・ 理由としては、①2006 年修了者の新司法試験の成績には、法科大学院修了後の（した

がって法科大学院の成績には反映しない) 学習成果が影響していること、②2006 年修了者は第 1 期の既修者であり、その特性(旧司法試験の受験歴を有する者が多い)が影響していること等が考えられる。

- ・法科大学院修了後の学習成果が新司法試験の成績に反映することは、新司法試験の受験資格が法科大学院修了後の 5 年間に 3 回の範囲で認められていることを前提とすれば、制度上も予定されていることであるといえる。

- ・2006 年修了者に関する調査結果は、法科大学院の教育と新司法試験との有機的連携について、直ちに問題を提起するものではない。

○2007 年修了者については、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に一定程度の関連性が認められた。

- ・2007 年修了者に関する調査結果から見る限り、法科大学院の教育と新司法試験との連携のあり方について、直ちに改善を要する際立った具体的問題は見いだされない。

- ・既修者と未修者、科目分野別、大学別に関連性の程度には差異が認められたが、その意味については、対象を拡大した調査や継続的なデータの蓄積を待つてさらに検討する必要がある。

○既修者と未修者には、関連性の程度に差異が認められた。

- ・一般論として、既修者の法科大学院の成績、新司法試験の成績には、法科大学院の学習成果のほかに法科大学院に入学する前の学識・能力が影響している。これに対し、未修者の場合は、法科大学院に入学する前の学識・能力が影響するところは少なく、法科大学院の学習成果が直接に反映されやすい。

- ・既修者は、未修者に比べ均質性が高く、法科大学院の成績も新司法試験の成績も散らばりが小さいため、一般に、高い相関係数は出にくいと思われる。

- ・既修者と未修者の差異は、設立から間がない時期に法科大学院に入学した 2007 年修了者に特有の事情を結びついている可能性も考えられる。例えば、次のような仮説が考えられる(この仮説が正しいとすれば、既修者に旧司法試験型のペーパー試験対策を積んだ者が減少するにつれ[また未修者に法学学習経験のある者が増加するにつれ]、両者の差異は小さくなることが予想されるが、この点は、継続的な調査によって検証される必要がある)。

①2007 年修了の既修者は、法科大学院開設 2 年目に入学した既修者であり、旧司法試験の受験歴を有する者が少なくない。旧司法試験型のペーパー試験対策を積んだ者が、法科大学院において高い成績評価を得られるとは限らない(批判的分析力や創造的思考力を重視する法科大学院においては、マニュアル的知識はマイナスに働く可能性もある。既修者については、自分が確立してきた勉強方法にこだわる傾向が見られるとの指摘もある)。他方、限られた制限時間内での答案作成能力が問われる新司法試験においては、別の結果が出る可能性も考えられる。

②2007 年修了の未修者は、法科大学院開設 1 年目に入学した未修者であり、法学の学

習経験に乏しい純粋未修者が多く含まれる。様々な経歴を持ち、法学学習に対する潜在能力においても多様性が大きいこれらの者については、法科大学院における学習成果がそのまま法科大学院における成績と新司法試験の成績に結び付き、両者の間に強い関連性が生じた可能性がある。

5 科目分野別

○公法系について

- ・行政法については、新司法試験で新たに加えられた必修科目であり、とりわけ訴訟実務を視野に入れた教育内容という点において、大学ごとにばらつきがあったのではないか。
- ・行政法は、学習経験がある者が少ない反面、範囲が広く、法科大学院の成績も、新司法試験の成績も、試験の出題内容等偶然の事情の影響が大きいのではないか。

○刑事系について

- ・試験の時間割（刑事系論文式試験は最終日の最後の試験科目）等から、受験者のコンディション等、受験者の学識・能力以外の要素が影響しやすいことが考えられないか（問題文の読み間違い等も生じやすい）。
- ・学説間あるいは実務と学説との間に厳しい考え方の対立がある刑事系科目の性格上、法科大学院の授業科目における要求水準と新司法試験の要求水準との間にずれがあることが考えられないか。また、分野ごとの修得深度にばらつきがあり、試験によって成績の優劣が変化しやすいのではないか。

6 大学別

○全般

- ・定員の少ない大学では、調査対象者の数が限られ、統計的数値の信頼性には限界がある。
- ・地域事情等により上位層と下位層の成績の開きが大きい場合、法科大学院の成績においても新司法試験の成績においてもそれが固定された形で反映することにより、相関が高く現れることがあるのではないか。
- ・100点満点の素点評価の大学と5段階評価の大学とでは相関係数の出方が異なるから、その点を無視した比較はできないのではないか。
- ・交換留学制度による単位認定等特別な制度がある場合には、それが法科大学院の成績に影響するため、そのことを無視した比較はできないのではないか。

○刑事系について

- ・大学1と大学5については、既修者と未修者の差異を反映している面があるのではないか（刑事系の科目の特性上、前述した既修者と未修者の差異が強く現れやすいのではないか）。

7 新司法試験について

○法科大学院の授業で扱う範囲と新司法試験の出題範囲にはずれがある。

- ・新司法試験の出題範囲には法科大学院の授業では直接には扱われない（時間的に扱えない）範囲が含まれる。
- ・短答式で 2006 年修了者（既修者であり、修了後 1 年間の学習期間がある）の成績が 2007 年修了者の成績に優り、2007 年修了者の中で既修者の成績が未修者の成績に優るのは、短答式試験については、幅広い自学自習が求められるからではないか。